

[Redacted]

**札幌市都市公園の維持管理に関する協定における費用見直し
に関する確認書（前田森林公園、山口緑地、星置公園及び明日風公園）**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、は令和 5 年 3 月 24 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム（以下「乙」という。）が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書（以下「原協定書」という。）第 27 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定により乙が管理する施設において、令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 1,466,000 円」を支払う。

第 2 条 第 1 条の支払額の算定の基礎となる光熱費の実績値の誤りその他乙の責めに帰すべき事由によって前項の支払額に過誤が生じたときは、乙は、甲に対し、既払額の全部又は一部を返還しなければならない。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 8 年 3 月 3 日

（甲）札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



（乙）札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 16

公園緑化協会・ていねグリーンコンソーシアム

代表者 公益財団法人札幌市公園緑化

理事長 前田 明

